

| | |
|----------------------------------|--------------|
| 介護分野の文書に係る負担軽減 に関する専門委員会（第2回） | 団体提出 資料10 |
| 令和元年8月28日 | |

介護分野の文書に係る負担軽減に関する意見

令和元年8月28日
日本薬剤師会

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導を含む。以下同じ）に関して、次のとおり、意見を提出いたします。

- 指定居宅療養管理指導事業者の指定にあたり、保険薬局等は「みなし指定」であるため、届出は不要とされています。しかしながら、一部の自治体では自治体独自での届出を求めているところもあり、地域間での取扱いに差があります。
- また、「みなし指定」を辞退した後に再指定を受ける場合は、新規申請が必要になりますが、届出様式について自治体ごとに記載量・情報量が異なっています。自治体によっては、届出を行う際に、追加で、より詳細な添付資料（登記事項証明書、平面図、職員の資格を確認する書類など）を求められることもあります。その際、届出を直接持参する必要がある場合もあり、特に中山間地域等では負担となります。

自治体ごとに届出内容や添付資料が異なっているのは望ましくなく、取扱いの統一化を進めるべきと考えます。また、特に中山間地域等での届出に関する負担軽減や効率化のためにも、ICT化を進めていただく必要があると考えます。